

裁判官認印

裁判官認印

令和2年特(ワ)第858号等

打合せメモ (第7回)

被 告 人 氏 名	大 川 原 化 工 機 株 式 会 社 大 川 原 正 明 島 田 順 司
被 告 事 件 名	外国為替及び外国貿易法違反, 関 税 法 違 反
打 合 せ 年 月 日	令 和 3 年 5 月 7 日
打 合 せ 場 所	東京地方裁判所第813号法廷
打合せをした裁判所	東京地方裁判所刑事第13部
裁 判 官	渡 邊 一 昭
裁 判 官	赤 瀬 柚 紀
検 察 官	駒 方 和 希
弁 護 人	小 林 貴 樹 (主任)
弁 護 人	鄭 一 志
弁 護 人	河 村 尚
弁 護 人	瀬 川 慶
弁 護 人	趙 誠 峰

打合せ事項

裁判官赤瀬柚紀は、令和3年5月10日、当職に別紙のとおり口授した。

令和3年5月17日

東京地方裁判所刑事第13部

裁判所書記官 長谷川 健 夫

(別紙)

1 証拠の整理等に関する事項について

渡邊裁判官

4月28日に、証人の整理について検察官から意見書が提出された。

弁護人から再反論はあるか。「この書証は追加で同意に変更するからこの証人は不要である」というような意見があるなら、判断の参考とさせていただく。

主任弁護人

一部の書証について証拠意見を変更する予定である。

短い再反論を、1週間程度で提出する。

渡邊裁判官

承知した。それでは、弁護人の再反論を踏まえて、裁判所で判断する。

弁護人は、新たな主張と証拠請求を準備しているとのことであったが、進捗はいかがか。

主任弁護人

新たな主張としては、実験等に関するものと解釈論に関するものがある。

実験は現時点で一部未了であるが、実験に関する証拠について、5月28日までに提出できるよう努める。

解釈論に関する部分は、本期日の後、証拠のみを提出し、主張については同じく5月28日までに提出する。

検察官請求証拠に対して、証拠意見の変更もこの後提出する。

検察官

実験の内容を踏まえて、再反論、反証が必要になれば準備する。

渡邊裁判官

相嶋被告人が亡くなった関係で、メールでの代替立証を予定していると聞いているが、準備の進捗状況はいかがか。

主任弁護人

メールについては、次回の打合せ期日までに間に合うように準備をする。

検察官

検察官に開示されていないものもあるため、請求されてから検討することになる。

渡邊裁判官

メールには経産省関係者とのやり取りも含まれていると思われるので、メールに関する書証は、経産省関係者の尋問をする前に取調べ可能な形で合意できるよう準備をしていただく必要がある。

主任弁護人

承知した。相嶋さんのメール関係は、5月28日までに準備する。

渡邊裁判官

前回期日で、経産省関係の証人尋問を先行する案を了承していただいた。

検察官において、尋問順序や日程の確認をしていただきたい。

検察官

5月28日までに、日程の確認をする。

2 今後の進行について

指定済みの次回打合せ期日

令和3年5月28日 午前10時00分（第813号法廷）

以 上